

印西市立小・中学校 I C T 支援員業務委託に関するプロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、印西市立小・中学校 I C T 支援員業務(以下「本業務」という。)を委託する候補者(以下「候補者」という。)をプロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 委託を予定している業務

(1) 業務名

印西市立小・中学校 I C T 支援員業務委託

(2) 業務内容

別添「印西市立小・中学校 I C T 支援員業務委託仕様書(以下「本仕様書」という。)」のとおりとする。

(3) 履行期間

本位業の委託契約締結の翌日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

(4) 委託料上限額

1 7 8, 2 5 2, 8 0 0 円(消費税相当額を含む)

(5) 年度ごとの支払い上限額

令和 7 年度 0 円

令和 8 年度 5 9, 4 1 7, 6 0 0 円

令和 9 年度 5 9, 4 1 7, 6 0 0 円

令和 1 0 年度 5 9, 4 1 7, 6 0 0 円

3 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

	項目	期間等
1	公募の開始、実施要領等の公開	令和 7 年 1 0 月 2 2 日(水)
2	質問書提出期限	令和 7 年 1 1 月 5 日(水) 正午まで
3	質問回答予定日	令和 7 年 1 1 月 1 2 日(水)
4	参加表明書提出期限	令和 7 年 1 1 月 1 9 日(水) 1 7 時まで
5	企画提案書等提出期限	令和 7 年 1 1 月 2 8 日(金) 1 7 時まで
6	審査(プレゼンテーション)	令和 7 年 1 2 月 1 2 日(金)
7	審査結果通知予定日	令和 7 年 1 2 月中旬【予定】
8	契約締結	令和 7 年 1 2 月下旬【予定】

※スケジュールについては、都合により変更となる場合がある。

4 参加者の条件

本プロポーザルへ参加できる者は、地方公共団体発注の本業務に関連する業務実績を有する者で、かつ次の格号に該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行例（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (2) 手形交換所による取引停止処分を受けて2年間を経過しない者又は本業務の企画提案書を提出した日の前の6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていない者
- (5) 印西市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱（平成27年告示第69号）に基づく指名停止措置又はこれに準ずる措置を受けている者
- (6) 印西市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成19年告示第95号）別表に掲げる措置要件に該当する者
- (7) 納税義務のある税を滞納している者

5 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、次の質問を受け付ける。ただし本事業に係る企画提案書の作成、提出に必要な事項及び事業実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る内容など、本事業の実施に必要なないと判断される質問は受け付けないものとする。以下のとおり受付及び回答を行う。

- (1) 提出書類
質問書（様式5）
- (2) 提出期限
令和7年11月5日（水）正午まで
- (3) 提出方法
 - ①質問箇所及び内容をわかりやすく記載し電子メールにより提出すること
メールの送信先：sidouka@city.inzai.chiba.jp（受領確認必須）
 - ②メールの件名は「ICT支援員業務委託プロポーザル質問書（法人名）」とすること
 - ③電話などによる口頭での問い合わせは対応しない
- (4) 質問書の回答
令和7年11月12日（水）17時までに、市ホームページにおいて回答を掲載する。

6 参加申込

本プロポーザルの参加を希望する者は、以下に基づき、あらかじめ参加表明を行うものとする。

- (1) 参加申請手続き
参加申請書（様式1）を提出することにより参加申請を行う。
- (2) 提出期限
令和7年11月19日（水）17時まで（郵送の場合は必着）
- (3) 提出方法
持参又は郵送（簡易書留に限る）とする。（郵送の場合は必着）

(4) 提出先

〒270-1396

印西市大森 2364 番地 2

印西市役所 印西市教育委員会教育部指導課教育情報推進係

Tel 0476-33-4692 Fax 0476-42-0033

(5) 提出書類

①参加申請書（様式 1）

②誓約書（様式 2）

③法人の概要説明書（様式 3）：A 4 2 枚以内 1 部

※会社案内等のパンフレット等があれば添付すること

④受注実績表（様式 4）

⑤登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

⑥財務諸表（決算書）（※直近 2 年分）

⑦納税義務を有する税金の納税証明書（※直近 2 年分）

(6) 参加資格確認結果通知

参加表明書の提出期限後速やかに提出者全員に通知する。

7 企画提案書の提出

本プロポーザルに関する企画提案書等は、次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

①企画提案書（様式 6）

②提案資料（A 4 版 任意様式 20 ページ以内）

ア ICT 支援員の派遣委託業務を実施するにあたり、受注する上での基本的な考え方や体制、実績について、具体的に述べること

イ その他、仕様書に記載されている内容以外の有益な情報があれば記載すること

③見積書（A 4 版 任意様式）

ア 見積書は、本事業に要するすべての費用について算出すること（単価、人員、人日等積算の内訳がわかるよう詳細を記載する。）

イ 見積書に記載した経費の内訳について、積算根拠がわかるように記載すること

ウ 見積書の正本には、住所、商号又は名称及び代表者職指名を記載し押印すること

(2) 提出期限

令和 7 年 11 月 28 日（金）17 時まで（郵送の場合、必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留に限る）とする。（郵送の場合、必着）

(4) 提出先

6（4）と同じ

(5) 提出部数

正本 1 部（代表者印押印のもの） 副本 10 部（正本の写し）

(6) 提出書類に係る留意事項

- ①参加希望者1者につき、提案は1件とする。
- ②提出された書類は返却しない。
- ③文字は横書き 11 ポイント以上とする。
- ④提出された書類は、本プロポーザル以外使用しない。使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び数量法を用いるものとする。
- ⑤提出書類の修正及び変更は、提出期間内に限り認める。提出期限後の修正及び変更は一切認めない。
- ⑥本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合、印西市情報公開条例（平成12年条例第24号）に基づき提出書類を公開することがある。
- ⑦契約の受託候補者として特定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- ⑧審査に係る電話等による問い合わせには応じない。
- ⑨本要領に定めのない事項及び疑義がある事項については、審査委員会での協議の上、決定する。
- ⑩企画提案書については、プロポーザル方式実施のために使用するものとして、印西市に無断でその目的のために使用することはできない。

8 参加の辞退

プロポーザルの参加表明後に参加を辞退する場合は、すみやかに参加辞退届（様式7）を令和7年11月26日（水）17時までに持参又は郵送（必着）にて提出すること。

9 審査

提案者は、次のプレゼンテーションを行うものとする。

（1）日時

令和7年12月12日（金）

実施時間については、追って通知をする。なお、順序は企画提案書提出順とする。

（2）場所

印西市役所 会議棟204会議室

（3）所要時間

・準備5分 ・プレゼンテーション20分 ・ヒアリング10分

（4）参加者等

プレゼンテーションを行うものは本事業に直接関わる者及び補助者を含めて3名までとする。

（5）プレゼンテーション方法

PC等の電子機器を利用する場合は、PC等の必要な機器は提案者が持参すること。
プロジェクター及びスクリーンは本市で用意する。

10 受諾候補者の選定方法

印西市部活動地域移行運営業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）における企画提案書及びヒアリング審査を経て、本事業について最も適切と判断された者を特定

する。

(1) 選定基準

企画提案書及びヒアリング審査は、委員会の各委員が評価を行うものとする。なお、配点については「別紙」のとおりとする。

(2) 審査の採点基準

採点は、採点基準により行うものとし、参加者が単数の場合は「業務実績」を除く大項目ごとの合計得点が配点の6割以上の者、かつ、全体の合計点数の配点の6割以上の者を、参加者が複数の場合は「業務実績」を除く大項目ごとの合計点数が配点の6割以上、かつ、全体の合計点数が配点の6割以上の者のうち最高得点者を候補者として選定します。なお、応募者が1社のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査及び選定を行います。また、最高得点者が複数いる場合は、審査委員会での協議により選定します。

(3) 選定結果の通知

①審査結果は文書で通知する。なお、通知する結果は当該提案者の結果のみとなる。

②審査及び選定結果に係る問い合わせには応じない。

③提案者は、審査及び選定結果に対する異議を申し立てすることはできない。

(4) 審査結果の公表

市ホームページにおいて、優先交渉権者を公表する。

1 1 企画提案書等の無効

参加者が、次に該当する場合は失格とする。

(1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合

(2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 見積額が委託量上限額を超えている場合

(5) 審査の公平性を害する行為があった場合

(6) 提案にあたり著しく審議に反する行為等、審査委員会が失格に該当すると判断した場合

1 2 契約

優先交渉権者を随意契約の相手側として契約を締結する。優先交渉権者が契約を締結しない場合は、次に得点が高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。

1 3 参加費用

プロポーザル参加に要する費用は、全て貴社の負担でお願いします。

(別紙) プレゼンテーション審査の審査項目と配点

観点・評価項目	評価の視点	配点	
業務実施体制	・業務遂行にあたり、安定して業務を行う能力を有しているか（経営規模・経営比率等）	20	160
	十分な実施体制がとれているか（従業員数等）	20	
業務実績	・本業務と同種又は類似の業務実績があり、有益な実績を有しているか	20	
業務内容	・本業務の趣旨や目的を十分理解した提案となっているか	20	
指導能力	・必要な人数の指導員を確保するための具体的な方策が示されているか	20	
	・指導員への研修や育成プログラムなど、指導の質を高めるための方策が示されているか	20	
	・指導員の勤務内容を把握し、改善すべき点があった場合の対応策があるか	20	
価格点	価格点＝（最低見積額／見積額）×20	20	